

文化庁は京都への移転に向けて、関西・京都地域の文化資源を活かしつつ、これまでの文化政策の枠組みや手法にとらわれない、分野を超えた文化資源活用のモデル構築等に取り組むことが求められている

→新たな政策課題に対応する施策立案を行う上で不可欠な実態把握や海外の先進事例分析を行うとともに、経済波及効果等も含む基礎的なデータ収集や調査研究を行い、もって文化政策の企画立案機能の強化を図る。

背景

- 人口減少社会が到来し、特に地方の過疎化・少子高齢化が深刻になる中、多様な文化芸術資源を活かした地方創生など、文化芸術を資源とらえた文化行政への転換が求められている。しかし、
 - ・観光が地方創生の切り札とされる中で、各地の文化芸術資源の一体的な整備活用や魅力向上、活用が十分でない。
 - ・グローバル化の下、文化芸術交流を通じた新たな価値の創出や相互理解の促進の重要性が高まっているが、これまで十分な戦略性を持って取り組まれていない。
 - ・情報通信技術の急速な発達や、ビッグデータや人口知能等の技術革新を踏まえた施策展開も必要
- ⇒既存の文化行政枠組みにとらわれず、これまで施策の対象として明確に位置づけられず十分な取組が行われてこなかった複合的な領域や新しい分野（ex.生活分野、近現代の文化資源）の振興・活用等に取り組む必要。
- 文化庁は、政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひとしごと創生本部）において、数年の内に全面的に京都に移転することとされた。これを受け、平成29年度より一部先行移転として「地域文化創生本部（仮称）を京都に置くこととしているが、新たな政策ニーズに対応するためのモデル構築等を進める上では、新たな政策課題の実態把握・分析が不可欠

※政府方針

- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」：文化庁について、地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」：文化芸術の新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化等を通じ、芸術文化資源の活用による地域や経済の活性化を図る
- ・「日本再興戦略2016」：文化行政に期待される新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図り、これまでの文化政策の枠組みや政策手法にとらわれない、分野を超えた取組み等を行うことにより、文化芸術資源をもとにした経済波及効果を拡大する

調査研究内容のイメージ

新たな政策手法や政策課題に係る調査研究や、事例収集・分析等を行う。

- ✓ 文化の産業・経済への波及効果（文化GDPの指標の精緻化、関連統計の充実等）
- ✓ 文化と創造性を活かした都市・地域再生（創造都市）
- ✓ 文化による社会包摂・社会的インパクト
- ✓ 文化遺産・芸術・芸能を活かしたツーリズム

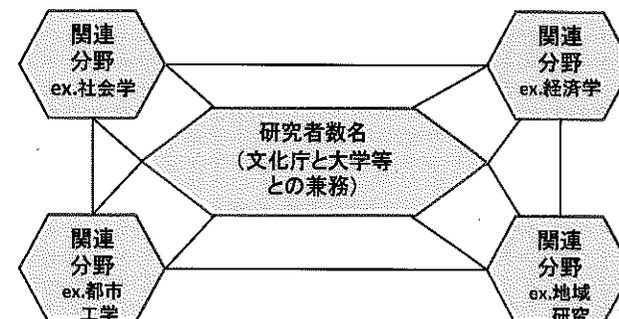
調査研究の進め方

関西・京都地域の大学等に所属する、文化政策学や文化経済学等の分野の研究者が中核となり、関連分野の研究者のネットワークを活かして研究を推進する。

- ✓ 文化庁と大学・研究機関等との共同研究の実施
- ✓ シンポジウムの開催
- ✓ 将来的に組織体制の充実が図られれば、自治体等の担当者向け研修の実施、研究成果の発信（セミナー・年報）など

研究推進体制の構築

＜文化政策研究所構想＞



- ◎文化芸術創造都市の推進は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決につなげる上で有効。
 - ◎2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを実施するためには、文化芸術創造都市の主体的な取組を支援することが重要。
 - ◎文化芸術創造都市の取組を促進するためには、各都市が全国規模のノウハウを取得することが必要。
- ➡文化芸術創造都市に取り組む自治体その他関係者による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図る。
- ・文化芸術創造都市に取り組む自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集・提供や、一堂に会して意見交換等を行うネットワーク会議等の開催(全国的に取組を広げるため、平成28年度から分科会(地域・取組別)を実施)。
 - 平成29年度からは「現代芸術の国際展部会」を国際シンポジウムとして拡大。国内各国際展の発展的継続を図る。
 - ・各都市が全国規模のノウハウを取得するため、海外の創造都市関係者等との交流を促進。

文化芸術創造都市とは

- ・文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化等の取組。世界規模では、ユネスコが中心となり、国際的なネットワークを形成。
- ・創造都市ネットワーク日本(CCNJ)には現在77自治体、28団体が加盟(平成28年8月10日時点)。
- ・製造業の衰退など産業構造の変化による都市の空洞化や荒廃が問題となる中、行政・芸術家・市民・企業などの連携のもとに文化芸術創造都市の取組が進められ、欧州で成功事例が出現。
→文化芸術創造都市が注目を集めている。

【欧州の事例】ビルバオ(スペイン)

- 造船業や鉄鋼業を基幹産業としていたビルバオは、1970年代以降の失業者の増大に苦悩
- ↓
- 荒廃した地域に現代美術館であるグッゲンハイム美術館分館を建設等
- ↓
- 5年間で、515万人の入館者。直接雇用は4100人、観光などの間接雇用は4万人増加。税収で1億1750万ユーロの経済効果。「芸術が衰退した都市を蘇らせる起爆剤になる」という欧州のモデルケースに。

文化芸術創造都市の推進のための文化庁の取組

- ・文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)【平成19年度～】
- ・国内ネットワークの充実・強化【平成21年度～】
(文化芸術創造都市推進事業)
- ・地方自治体への支援【平成25年度～】

【これまでの文化庁長官表彰受賞都市】

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)	水戸市(茨城県)	仙北市(秋田県)	新潟市(新潟県)	八戸市(青森県)	美幌市(北海道)	剣淵町(北海道)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)	十日町市・津南町(新潟県)	鶴岡市(山形県)	大垣市(岐阜県)	いわき市(福島県)	松本市(長野県)	富良野市(北海道)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)	南砺市(富山県)	浜松市(静岡県)	神山町(徳島県)	千曲市(長野県)	松山市(愛媛県)	豊中市(大阪府)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)	木曾町(長野県)	舞鶴市(京都府)		尾道市(広島県)	内子町(愛媛県)	竹田市(大分県)
			神戸市(兵庫県)					

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や社会的包摂の取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

先進的文化芸術創造拠点形成事業

【課題】

1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人が参画し活躍できる社会の実現が必要



文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や社会的包摂の取組を牽引する地方自治体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援

トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

【支援内容】

・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業

原則5年間の継続補助 定額補助 1.5億円/年
中間評価等により進捗状況を確認し、支援経費に反映

①文化芸術事業等

- ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
- ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等

②人材育成事業

- ・セミナー等開催費等
- ・専門人材活用の報償費等

③ネットワーク構築事業

- ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

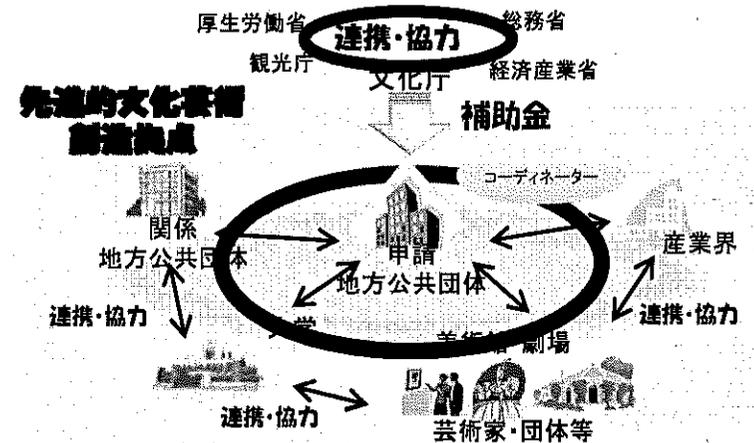
●重点分野例

現代アート・実演芸術等、メディア芸術(マンガ・アニメ等)、生活文化(工芸・食文化等)、社会的包摂(障害者・高齢者等)

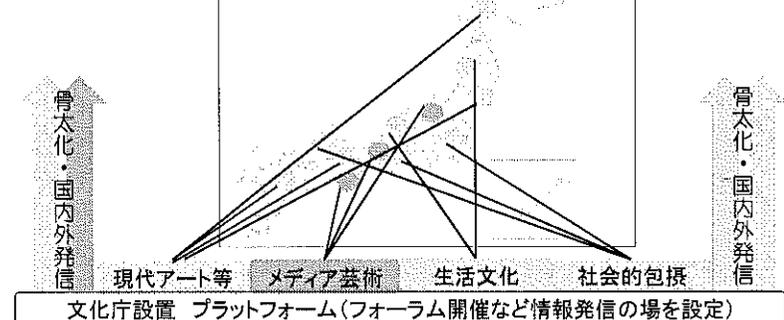
文化芸術創造活用プラットフォームの構築

文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として分野ごとに取組や知見をパッケージ化して骨太化するプラットフォームを構築。フォーラムの開催など国内外への情報発信等を行う。

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



芸・産学官連携により、文化芸術資源を活用し、経済的価値、社会的・公共的価値を創出する新たな社会モデルの形成を推進

昭和21年度
第1回文部省芸術祭開催

終戦直後の荒れ果てた焼土に、いち早く芸術の祭典の花を咲かせることで、国民生活に再建の希望と勇気を送り込むことを狙いに、芸術家や芸術団体、興行会社の参画を得て第1回芸術祭を開催
演劇、音楽、舞踊、能楽の各ジャンルから120余の公演が芸術祭主催公演として参加



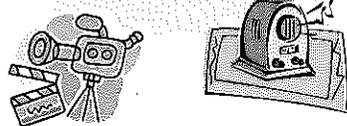
昭和22年度(第2回)

演劇、音楽、舞踊、古典芸術の各部門で参加公演を募り、優れた公演には文部大臣賞(個人賞、団体賞)を授与



昭和23年度(第3回)

参加部門に映画と放送(ラジオ)の2部門が加わる



昭和28年度(第8回)

参加部門にレコードが加わる



昭和30年度(第9回)

参加部門にテレビが加わる



平成7年度
第50回記念芸術祭

祝典に天皇皇后両陛下御臨席

昭和50年(第30回記念)

この年より、祝典に皇太子同妃両殿下御臨席

平成8年度(第51回)

参加公演の開催地に新たに大阪が加わる

平成17年度

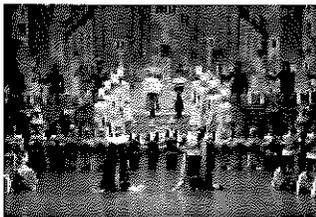
第60回記念芸術祭開催

平成15年度(第58回)

参加公演を関東と関西の2地域に分けて開催

主催公演

- ◆開催地 東京、大阪等の大都市での開催
- ◆祝典 国際音楽の日記念行事(10月1日) 皇太子殿下行啓
- ◆企画公演 企画委員会が企画する伝統芸能及び現代舞台芸術の優れた公演を実施



■文化の一極集中の是正
■文化芸術の国際化の進展

参加公演・参加作品

- 参加公演
 - ◆演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の4分野
 - ◆優れた成果を上げた団体・個人に文部科学大臣賞各分野 大賞2件、優秀賞2件、新人賞2件
- 参加作品
 - ◆放送部門(テレビ、ラジオ、録音、映像)
 - ◆レコード部門
 - ◆優れた成果を上げた放送番組に文部科学大臣賞
放送部門 大賞3件、優秀賞・個人賞9件
レコード部門 大賞1件、優秀賞3件

関西参加公演（演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門）

優れた成果を上げた団体・個人に文部科学大臣賞（大賞、優秀賞、新人賞）を贈呈。

平成27年度参加実績 演劇 24件（31件）、音楽 14件（17件）、舞踊 11件（13件）、大衆芸能 25件（26件）

※括弧は申込数

4月、5月（参加公演募集案内公告(5月下旬)）

参加公演募集における問い合わせ対応
審査委員の任命手続き 等

6月（募集受付期間）

参加公演募集における問い合わせ対応、参加公演申込審査会の企画、準備

7月（参加公演申込審査会）

参加公演申込審査会の実施、運営

8月、9月（参加公演の可否について申込団体に連絡）

参加公演の連絡調整

10月（公演期間）

参加公演への立会（委員随行）、贈賞審査委員会の企画、準備

11月（公演期間、贈賞審査委員会）

参加公演への立会（委員随行）、贈賞審査委員会の実施、運営

12月（受賞者発表）

芸術祭賞贈呈式、祝賀会の準備

1月（芸術祭賞贈呈式、祝賀会）

芸術祭賞贈呈式・祝賀会の実施、運営

2月、3月（総覧発行）

芸術祭総覧の作成

<随時発生する業務>

- ・審査委員の旅費、謝金の支払い
- ・参加公演に関する問い合わせ
- ・芸術祭賞贈呈式、祝賀会に関する打合せ
- ・東京との連絡調整



メディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
また、メディア芸術は、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するもの。

メディア芸術の一層の振興のため、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を充実

創造・発信支援 1,011百万円 (831百万円)

文化庁メディア芸術祭等事業 461百万円(375百万円)

メディア芸術祭【拡充】

- ・メディア芸術の総合フェスティバルとして、優れた作品を顕彰
- ・メディア芸術祭第20回の開催
- ・障害者とメディア芸術に係る調査研究の実施

メディア芸術祭地方展【拡充】

- ・地方において優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するため、総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催(3箇所→4箇所)

海外メディア芸術祭参加出展

- ・海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、メディア芸術祭受賞作品をはじめとする我が国の優れた作品の展示・上映等を実施

メディア芸術連携促進等事業【拡充】 431百万円(337百万円)

- ・作品の所在情報等(データベース)の運用・活用
- ・各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援による相互連携
- ・連携共同事業等(新領域創出、調査研究等)について、産・学・館(官)の連携・協力による実施

アニメーション映画製作支援 119百万円(119百万円)

- ・我が国の優れたアニメーション映画の製作活動に対する支援。(16作品)
- ・字幕・音声ガイド制作(バリアフリー映画10作品)

人材育成支援 232百万円 (232百万円)

メディア芸術人材育成等支援事業 232百万円(232百万円)

メディア芸術クリエイター育成支援事業 22百万円(22百万円)

- ・若手クリエイターが行うメディア芸術作品の創作活動を支援

若手アニメーター等人材育成事業 210百万円(210百万円)

- ・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施

文化庁メディア芸術祭地方展

<事業概要>

地方において優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するため、総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催

<事業内容>

展覧会企画案の募集、審査、契約に関する事務
展覧会開催に関する管理 等

<29年度計画案>

4箇所で開催予定(拡充)

※うち1箇所は関西地方での開催を想定

<28年度展覧会>

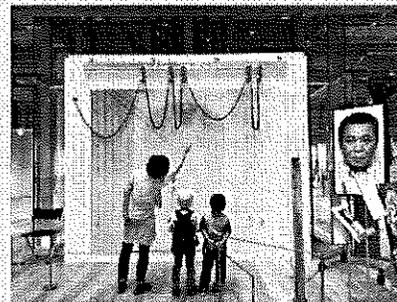
広島展:「* Hiroshima * Media Arts」(8月13日～9月2日 旧日銀広島支店ほか)

札幌店:「ココロ・つなぐ・キカイ」(9月16日～9月30日 サッポロファクトリーほか)

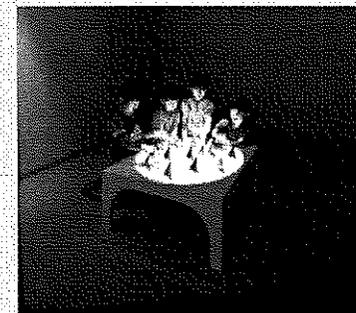
新潟店:「記憶と記録のモノ漕り」(10月10日～10月30日 コズミックス・ビルほか)



▲青森展(27年度)「まぼろし村、あなたとわたし」



▲富山展(27年度)「トヤマウォーカー」



▲鹿児島展(27年度)「境界のあいだ」

事業の目的

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演(拡充)

○優秀校東京公演
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。

○【新規】伝統芸能公演等
地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。

○【新規】優秀作品展
全国高等学校総合文化祭での展示に加え、集客力のある美術館において、優秀作品(書道約60点等)展を新たに実施。

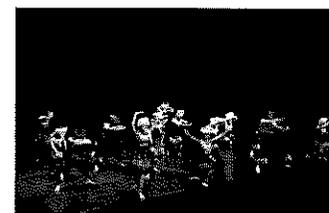
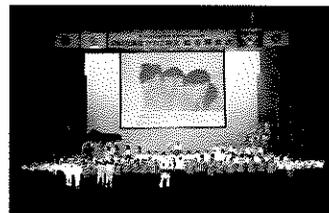
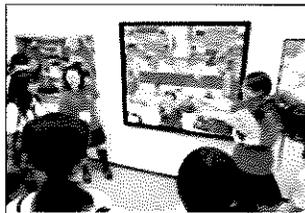
全国高等学校総合文化祭

○文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

◇開催部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか

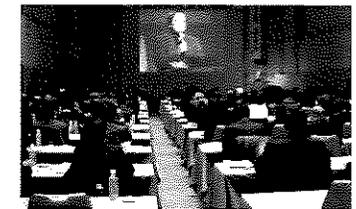
※平成29年度開催地:宮城県



高等学校文化部活動 指導者養成事業(拡充)

○高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。

○部活動を効率よく指導している方法をまとめた事例集を作成。



○【新規】全国高等学校総合文化祭の開催効果等について調査研究を実施。

期待される効果

◇全国の高校生が集い、交流し、刺激し合う場を設けるとともに、文化部活動の環境を充実させることにより、高校生の創造活動の水準が向上し、将来の日本文化の担い手の育成に寄与。

◇高校生を大会運営に主体的に参加させることにより、高校生の責任感を育み、豊かな人間形成を促進。

◇「文化部のインターハイ」として、全国の高校生の文化部活動の活性化に大きく貢献。

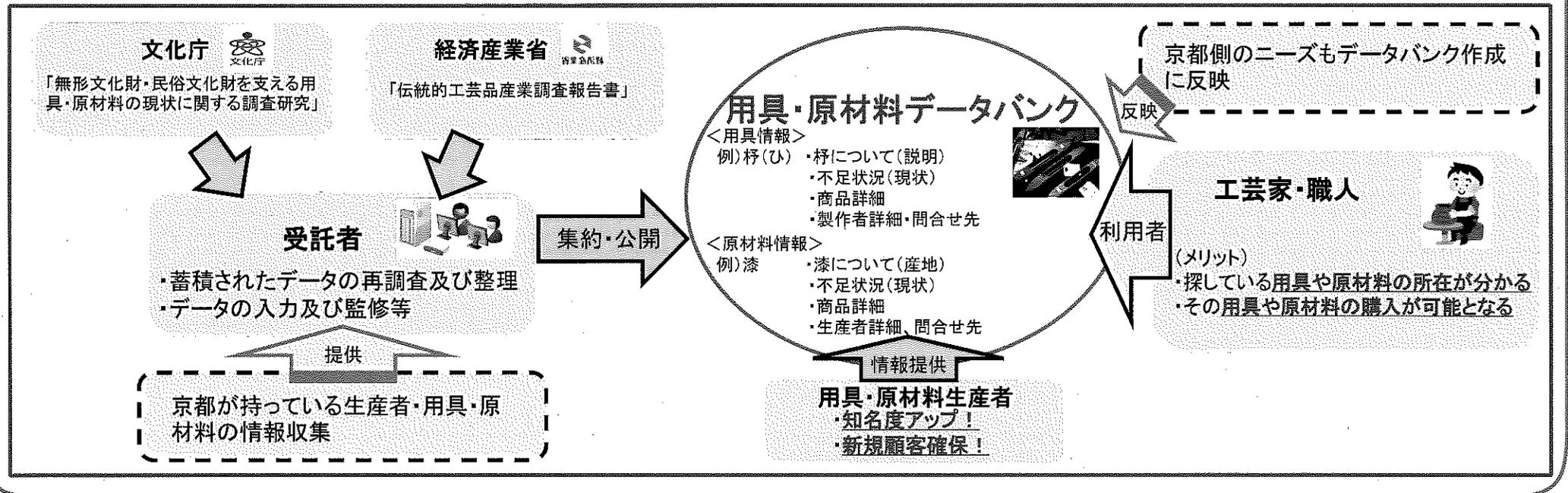
現状

文化の伝承・海外進出のためには、技術・作品のレベルアップを目指した技術研修や、用具・原材料の確保・品質管理が不可欠であるが、生活様式の変化や技術の機械化などの影響により、様々な製作用具や原材料が入手困難になっている。

特に今後の工芸技術の伝承等のためには、作品制作に必要な用具・原材料の確保が不可欠

概要

- ・文化庁が所有している用具・原材料に関する情報を経済産業省の情報と共有した上でデータ化し、Web上で一般に公開する。
- ・掲載するデータの内容については、文化庁、経済産業省ほか関係機関における協議を定期的に行い、最新の情報を掲載



事業の効果

- ・技術力アップにより魅力的な作品制作が可能となり、将来的な販路拡大につながる。
- ・経済産業省・文化庁両省庁のノウハウを活かし、伝統工芸の多様な側面を効果的に伸ばすことができる。
- ・両省庁間の伝統工芸を通じた連携をより強固にすることができ、政府としてより一体的な政策の展開が可能となる。

ウェブデータベース構築工程表

	29年度	30年度	31年度	32年度
調査	→			
ウェブサイト開設		→		
ウェブサイト運営			→	

経緯

「和食;日本人の伝統的な食文化」が平成25年12月、ユネスコ世界無形文化遺産に登録されたことを契機に、我が国の生活の特色を表す、食文化、茶道などの「生活文化」の振興に係る要望が関係団体等から寄せられてきている。

しかしながら、現行の文化財保護体系では、伝統的な生活文化に関する位置づけが明確となっていないことから、生活文化を次世代に継承するための方策を検討するため、平成27年度から3カ年で茶道、華道、郷土食の実態調査を実施する。

調査方法

委託先 : 生活文化を研究している大学・研究機関、公益法人、コンサルタント会社 等

調査対象: 1年目: 茶道・華道(茶道: 表千家、裏千家など約100流派・団体、華道: 池坊など約350流派・団体の実態調査、地方公共団体への伝統的生活文化の指定状況等調査)

2年目: 郷土食

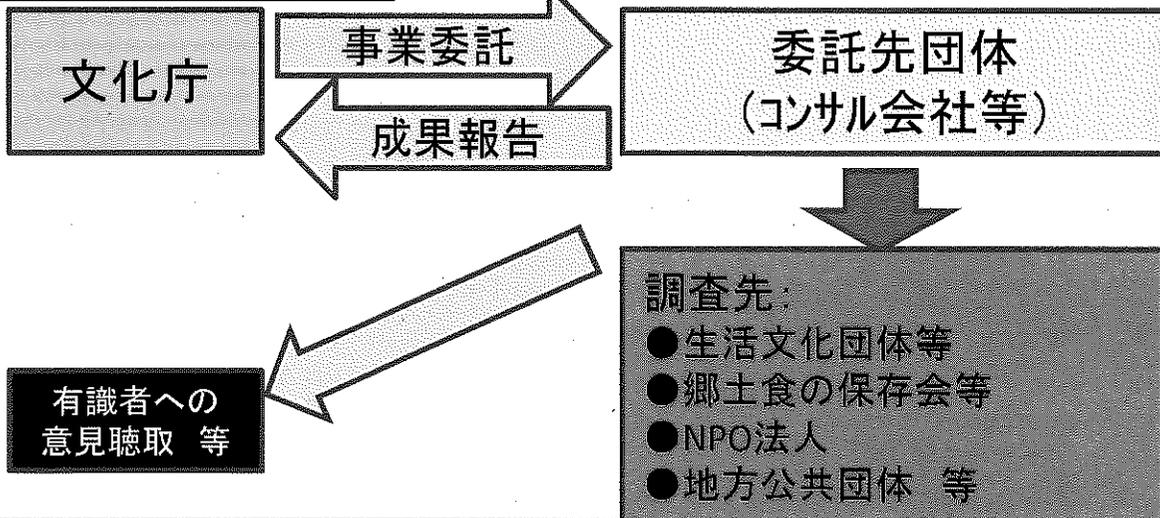
3年目: 郷土食の調査及びこれまでの調査研究の分析・今後の振興策の検討 など

調査方法: 生活文化の分野毎に統括団体や主な流派への現地調査の実施やアンケート調査、物件調査等に調査を全国的に実施する。

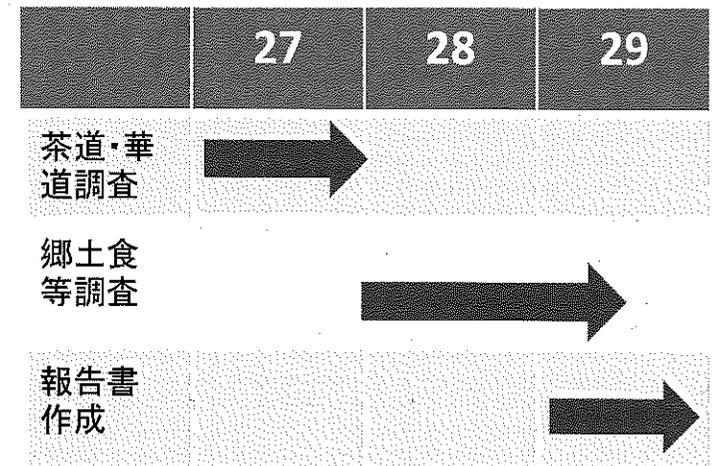
事業計画: ①調査 査: 分野毎に毎年調査し、全調査対象分野への調査を3カ年計画で実施

②報告書作成: 3年目に全体の調査報告書を作成

事業実施方法



スケジュール



- 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）
次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**
- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月閣議決定）
文化芸術活動に対する効果的な支援、**子供の体験機会の確保、担い手の育成**・・・を進める

事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

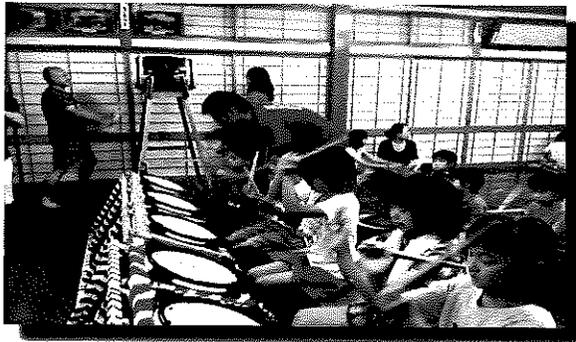
実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

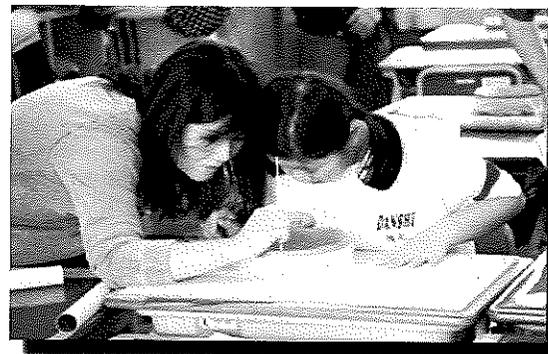
補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

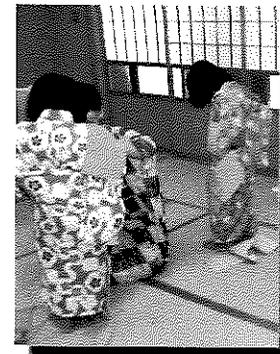
実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台雛子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

〈支援教室数〉

平成29年度
約4,000教室程度

<「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の目標>

2020年までに

- 文化財の観光資源としての魅力を向上させる取組を1,000事業程度実施
- 日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備



拠点整備の基盤とするため、2020年までに日本遺産の認定件数、歴史文化基本構想の策定件数を各100件まで拡充。



基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対して、本事業により重点支援を実施。

【メニュー1】観光拠点形成

①歴史文化基本構想活用推進枠

基本構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援。

②優良モデル創出枠

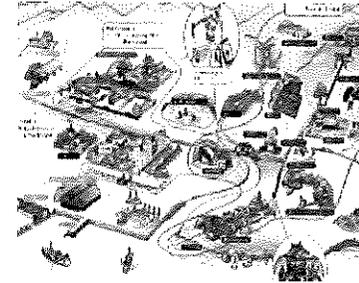
200拠点において実施される文化財を面的・一体的に整備・活用する取組のうち、特に優良な事例について重点的に支援。

(①の支援+国指定等文化財の修理・整備等も支援)

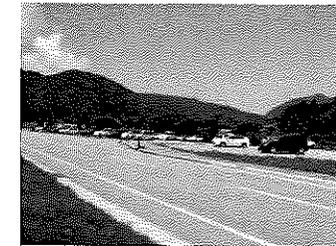
【メニュー2】省庁連携推進

「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」の各事業を実施する市町村等のうち、観光庁や国交省等の関連事業を併せて実施することで総合的な観光振興を図る取組を優先的に支援。

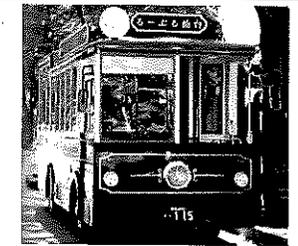
(支援の内容は、上記①と同等)



基本構想等を活用した面的整備・活用事業のうち、特に優良なものをモデル事例として重点支援



駐車場整備



周遊バス実証運行

本事業と他省庁の関連事業を併せて実施する市町村等に対して優先的に支援

目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

◆地域文化遺産活性化

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化遺産継承のための取組を支援。

実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化遺産の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化。



(震災後初公開する「烏崎の子供手踊り」)

◆歴史文化基本構想策定支援 上記のうち301百万円(50百万円)

地方公共団体が、地域の文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて、総合的に保存・活用し、観光資源を有効活用するための基本的な構想として「歴史文化基本構想」を策定・改訂するための事業を支援

文化財の悉皆調査等の実施やその結果を踏まえて、関係部局や地域住民等と協力して「歴史文化基本構想」を策定するための有識者会議の開催、シンポジウムの開催等を実施



(関連文化財群の実地調査)

◆世界文化遺産活性化

「世界文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援し、観光資源の活用を推進。観光庁とも連携

世界文化遺産に登録された地域の観光振興と活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等を支援



(富岡製糸場と絹産業遺産群)

◆日本の歴史・伝統文化情報発信推進 上記のうち30百万円(30百万円)

地方公共団体等が、地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や体制整備等の取組をモデル事業として支援

地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や体制整備等を行うためのモデル事業を実施



(H/Pやパンフレットの多言語化)

背景

○文化芸術の振興に関する基本的な方針
(第4次基本方針)
(平成27年5月22日閣議決定)
・東アジア各国との相互理解の促進

○第4回日中韓文化大臣会合の成果文書
「上海行動プログラム」に「東アジア文化都市」の実施を明記(平成24年5月5日)

○第6回日中韓文化大臣会合の成果文書
「横浜共同声明」に、「東アジア文化都市とASEAN文化都市との連携」を明記(平成26年11月30日)

○第1回日・ASEAN文化大臣会合の開催
(平成26年4月20日)

東アジア文化都市の実施(日中韓文化大臣会合行動プログラム事業)

日中韓3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施することを通して、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指す。
2014年から開始、各国1都市(2016年奈良市、寧波市(中国)、濟州特別自治道(韓国))ずつ選定。

東アジア文化都市国内候補都市の選定・実行委員会への参画

2017~2019年の東アジア文化都市に指定された都市での活動内容を検討する実行委員会に参画。

東アジア文化都市中韓交流の実施

3か国共同事業と位置づけた交流事業において、中韓への我が国の文化芸術団体等の派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施。

東アジアにおける芸術家等の人的交流・文化協力事業の実施

東アジア諸国との文化交流の担い手となる芸術家等の人的交流事業、東アジアとの文化協力を促進させる事業を実施。

<事業例>

- ・東アジア諸国との芸術家等の派遣
- ・日本が強みを有する文化分野の専門人材の派遣・指導
- ・文化分野における東アジア諸国との共同プロジェクトの実施
- ・国際フォーラムの開催 等

効果

■ 東アジア地域における文化交流の一層の発展、相互理解の増進、異質性の受容、信頼感を深化

■ 将来に向かっての東アジア地域の連帯感を強め、文化的な共生と創造を実現

■ 日中韓をはじめとする東アジア域内の文化芸術都市間等の交流の活発化